

平成 29 年 11 月 27 日
生活福祉課長 鷲尾
電話 2636

市税の催告書に生活困窮者に対する相談窓口の案内を同封

市では、市税滞納者に対して送付する催告書に生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口である「インクル相談室鎌倉」の案内を同封し、支援を必要としている方への利用を促します。

- 1 対象者
現年度課税分の市税滞納者
- 2 実施時期
12月中旬発送の催告書に同封します。
- 3 同封物
別紙の「インクル相談室鎌倉」の案内を同封します。